

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 井上
日 時	令和2年2月12日(水曜日)	開 議 閉 議	午前10時15分 午後 2時40分
出席委員	◎福井 ○木村 三上 浅田 山本 松山 木曾 石野		
執行機関 出席者	山内市長公室長、竹村ふるさと創生課長、荒美ふるさと創生課婚活・定住支援係長、 田中生涯学習部長、三宅文化・スポーツ課長、岩崎文化・スポーツ課副課長兼スポーツ推進係長、 片山教育部長、伊豆田社会教育課長、山崎人権教育担当課長兼社会教育係長		
事務局	山内事務局長、井上事務局次長		
傍聴	可	市民 1名	報道関係者 0名 議員 0名

## 会 議 の 概 要

10 : 15

### 1 開議

### 2 事務局日程説明

10 : 17

### 3 議案審査

(市長公室 入室)

10 : 17～

#### 【市長公室】

- (1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)  
(2) 第9号議案 亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみに係る指定管理者の指定について

市長公室長                      あいさつ  
ふるさと創生課長              説明

#### 《質疑》

<木曾委員>

「離れ」にのうみについては、決算特別委員会で議論して以降、移住・定住の実績が増えているが、指定管理の4年間の途中で、移住・定住が進まない、反対に減ってきたという状況になった場合、議会が出した所管替えという結果に対してどのように考えているのか。

<ふるさと創生課長>

事務事業評価の時は、お試し住宅の実績がゼロであった。秋以降、お試し住宅の利用者は、1月末現在で11人である。今後も、移住・定住促進施設であるので、PRして増やしていく。指定管理にして稼働率も徐々に上げていき、地域活性化も含めて施設のPRをしていく。

<木曾委員>

指定管理者にも、移住・定住につなげる取り組みをするという認識を持ってもらわなければならない。1年に2組でも3組でも、移住してもらえるように。指定管理者は観光施設だと思っているが、行政は移住・定住促進施設だと言っているという、ちぐはぐになってしまうとまずい。指定管理者となる会社は、観光をメインにしている。市としてしっかりとっておかなければ、本来の目的が達成できない。

<ふるさと創生課長>

ちいおりは、単なる宿泊施設管理会社ではなく、にぎわいの創出や地域づくりを主眼において運営している。ちいおりと連携して、にぎわいが生まれ、地域が発展するように、移住も観光も頑張っていきたいと思っている。

<松山委員>

資料の指定管理者申請書概要を見ると、管理運営方針には移住という言葉が入っているが、書いてあることは観光のことである。指定管理者は、移住・定住促進施設であるということ認識しているのか。

<ふるさと創生課長>

認識されている。

<松山委員>

宿泊者が緊急を要する時に、指定管理者に24時間連絡がとれる体制はできているのか。

<ふるさと創生課長>

24時間すぐに連絡できるようにしている。

<三上委員>

現地にスタッフが24時間いるわけではないということか。

<ふるさと創生課長>

スタッフは近くに住んでいるので、すぐに来れるようにしている。

<三上委員>

指定管理料が令和5年度はゼロということで、独立採算できるようにということか。

<ふるさと創生課長>

3年目、4年目ぐらいになると、収支がゼロになると予想している。

<三上委員>

会社も商売であるので、委託料がなくて採算を取っていくためには、移住であろうと観光であろうと宿泊者を取ろうとなるのではないかと感じた。移住・定住をしたいという場合、市のホームページを検索すると「離れ」にのうみが出てくる。今後、「離れ」にのうみ独自のホームページを作り、市のホームページを通さなくても直接アクセスすることができるようになるのか。

<ふるさと創生課長>

既に独自のホームページをあげている。

<三上委員>

亀岡に移住したい人は、市のホームページを見るか、市に直接電話して、「離れ」にのうみの説明を受けることができる。一方、良い施設だったという口コミで「離れ」にのうみのホームページを見た人に、移住・定住施設であるという説明ができるのか。

<ふるさと創生課長>

大丈夫だと思う。

<三上委員>

移住・定住をメインにして所管替えをせずに行っていくということであるが、秋から1月までで11人がお試し住宅として利用されたとのことで、令和2年度のお試し住

宅利用の年間目標は、指定管理者との共通認識としてあるのか。

<ふるさと創生課長>

令和2年度は30人を目標としている。次年度以降、少しずつでも増えていくように努力してもらいたいと思っている。

<三上委員>

フルに満員であれば、年間何人になるか。

<ふるさと創生課長>

1万人である。

<三上委員>

1万人のうちの30人は少なすぎないか。

<ふるさと創生課長>

季節によっても違う。災害が起こったり、曜日によっても違う。

<三上委員>

観光目的の人と移住目的の人がいた場合、先着か、優先か。

<ふるさと創生課長>

先着順になる。

<三上委員>

リタイアされていれば平日でも泊まれるが、子育て世代は平日に泊まりに来ることができない。週末は、観光も人が多いので、移住・定住の人がはじかれてしまうのではないか。対応の工夫はできないのか。

<ふるさと創生課長>

検討したいと思う。

<山本委員>

「離れ」にのうみをお試し住宅として利用した人に、移住してもらうためには、その後も市としてフォローしていかなければならないと思うが、体制はできているのか。

<ふるさと創生課長>

窓口は当課で行っており、移住フェア、移住相談なども行っている。

<山本委員>

これまでは市の直営で、利用者の声が直接届いたのでフォローできたが、指定管理者になると指定管理者は移住のフォローはできないので、市が行わなければならない。その体制は整っているか。

<ふるさと創生課長>

指定管理者と連携をとってフォローできる。

<石野委員>

指定管理者は、この施設の企画段階から参画しており、平成30年度と令和元年度は施設管理を委託しているが、移住・定住促進に重きをおいているかを市としてチェックできるのか。

<ふるさと創生課長>

移住も観光も、両方チェックできると考えている。

<石野委員>

本来は、亀岡に移住したい人に泊まってもらう施設である。それが少ないので、観光も含めて指定管理をしてもらうのだが、移住を優先的に宣伝してもらうことはできないのか。

<ふるさと創生課長>

できないとは言わないと思うが、観光客も来てもらわないと運営できないので、両方

頑張ってもらいたいと思っている。

<石野委員>

スタジアム、大河ドラマ館もオープンし、全国から多くの人々が来られる。ふるさとガイドが市内を案内している。「離れ」にのうみを案内すると、宿泊希望者が出てくると思うので、多くの人に宿泊してもらえと思う。

<浅田委員>

当初、「離れ」にのうみに、移住・定住に心を動かすようなパンフレットが置かれていなかったが、その後、新しいパンフレットを作成したのか。

<ふるさと創生課長>

お散歩マップというパンフレットを作り、市のPRをしている。

<浅田委員>

指定管理になるが、移住・定住に特化したパンフレットを作る予定はあるか。

<ふるさと創生課長>

移住希望者向けのマップは、今後、置きたいと思っている。

<木村副委員長>

移住・定住の目標宿泊者は30人とのことだが、観光の目標人数はどれくらいか。指定管理者はどのくらいの収益を上げようとしているのか。また、誘客は待っていても来ないが、どうしていくのか。

<ふるさと創生課長>

指定管理者が見込む年間宿泊者数は、令和2年度920人、令和3年度1,100人、令和4年度1,230人、令和5年度1,350人である。令和元年度は、1月までで769人である。

<木村副委員長>

1,350人来られたらペイできるということか。

<ふるさと創生課長>

そうである。

<木村副委員長>

移住・定住での利用料は、観光での利用料に比べて安かったが、差はいくらか。誘客体制は。

<ふるさと創生課長>

8,000円くらいの差がある。大阪や東京で、年3回ほど移住フェアをしている。移住セミナーを年6回、大阪や京都四条烏丸辺りでしている。京都移住コンシェルジュの相談窓口を、東京、大阪、京都でしている。年間で300人くらいが市に相談される。

<三上委員>

30人を少しずつ増やしていくという方向性は、指定管理者と一致しているのか。移住・定住での宿泊は、ウェブサイトからは申し込みできない。楽天トラベルや一休など、色々なところが「離れ」にのうみを出しているが、観光のみである。「離れ」にのうみの公式ホームページを見ても、移住・定住促進施設であることはわからない。今後、集客を上げていくためにホームページを充実しても、観光でしか来ないということになるがどうか。

<ふるさと創生課長>

移住フェア、移住セミナーでPRし、ホームページの内容についても今後、検討していく。

<三上委員>

ホームページを工夫しないと、移住・定住は増えないと思う。

<木曾委員>

令和2年から令和5年までの宿泊者数見込みと、最後に指定管理料がゼロになるとの説明があったが、施設全体の宿泊者920人のうちの30人と、1,350人のうちの30人ということでは、比率がどんどん観光になってしまう。令和5年以降は指定管理料を払わないことになると、移住・定住の安い人を泊めると会社の利益が減ることになる。最後は観光になるのではないか。その時に、事務事業評価で指摘した所管替えの話ができるのか。

<市長公室長>

移住・定住は市の施策であるので、差額は最終実績で補てんしようと思っている。

<木曾委員>

移住・定住で30人泊まれば、不足分は補てんして指定管理者に払うということか。

<市長公室長>

ふるさと納税で、100人ほどが「離れ」にのうみを利用されているが、いったん市に寄附金として入っている。ちいおりには一銭も入らないので、その分を市から補わないと収支が成り立たない。

<木曾委員>

私が経営者なら、移住・定住ということにすれば安いと言って客を集め、市から補てんしてもらおう。その方が客は集まる。そんなことが横行すれば、結局、市が穴埋めに使われる。本来の移住・定住のことも含めて指定管理料が定められているならいいが、そうではなく、移住・定住は「離れ」にのうみの経営とは別であるから市が補てんするというのであれば、それで客をとった方が会社としては儲かるのではないか。

<市長公室長>

移住・定住施策は、市が中心になってやるべきと思っている。市が募集し、お試し住宅に体験に来られた方には、条件として必ず市内を案内する。その条件を整えた上で、移住利用を認めているので、安価な2,000円である。市の施策として、積極的に泊っていただくので、民間会社であるちいおりには、市から差額を補てんすべきだと考えている。

<福井委員長>

そうであれば、なぜ指定管理料に入っていないのか。それは補正予算をたてるのか。

<市長公室長>

ふるさと納税の分は、補正予算をたてさせていただく。

<三上委員>

ふるさと納税の返礼品で「離れ」にのうみの無料宿泊券があるのであれば、それはそれでいい。ふるさと納税と、移住で宿泊した人の差額補てんとは別問題である。890万円の中に入っていないのなら、補正予算か、当初予算の移住定住促進経費の中に補てん分としてなければおかしい。

<福井委員長>

そもそも、指定管理者の仕事の中身は何か。

<市長公室長>

市への集客、いわゆる地域交流と、観光で来られた人に城下町で快適に滞在してもらう観光利用と、移住定住促進利用の3つである。

<福井委員長>

これまでふるさと創生課が頑張ってきて、利用も11人に増えた。4月から指

定管理になれば、指定管理者が移住・定住促進のために頑張るのかが、私たちには見えないので心配している。指定管理料がゼロになるのであれば、儲けることをしなければならぬ。儲けるためには、安い人はとらない。とらないのに、移住・定住促進施設を謳って指定管理者に預けている。移住・定住促進施設で4年間やっていくというが、今までのように、移住・定住促進の努力ができるような状況ではなくなるのではないか。5年後には指定管理料がゼロになるが、移住・定住希望者をふるさと創生課がとってきて、宿泊してもらえるのか。

<市長公室長>

ちいおりは、できるだけ宿泊客をとってくるのが最大の目的である。ちいおりという会社は、四国の祖谷など辺ぴなところの空き家を活用し、リノベーションして、地域の人を雇いながら地域活性化させつつ観光客を呼び込んでいる。本市は両方を期待している。市は移住を期待しているが、それをするとちいおりは赤字になる。市は積極的に移住希望者を連れて行くので、泊ってマイナスになる分は精算をさせていただきたいと考えている。

<木曾委員>

そうなると、契約の段階で上限30組などということにしておかないと歯止めがきかなくなると思う。アンケートを書いて、1日市内を見るという条件で安くなるのであれば、客は泊まる。私が経営者なら、指定管理料がゼロになった時点で、全て移住として宿泊者をとるだろう。

<市長公室長>

宿泊者が増えると経費が増える。マイナス分を補てんすると、指定管理者の収支が近づき、ペイに近づいていくと思っている。

<木曾委員>

宿泊者が1,350人あれば、経営として成り立つとちいおりは考えている。時々事情で、1,350人に届かないかもしれない。マイナス分を補てんしてもらえない人に泊まってもらわないと経営が成り立っていかない。実際は観光で来られても、アンケートなどを書くだけで安く泊まれるということになってしまいかねないので、歯止めとなる約定を作っておくべきだと思う。

<市長公室長>

移住の利用は、そう簡単なものではない。泊った次の日は、必ず亀岡市を案内し拘束するので、観光する時間はほとんどない。悪用がないよう気を付ける。

<木曾委員>

補正予算で数字で出てくるので、わかってくると思う。悪用する、しないだけでなく、亀岡を散策するのが午前1時間、午後1時間くらいの拘束であれば、良いという人も出てくるであろう。50組も60組も出てきたら、市も対応できない。市の財政状況が豊かで、どんどんそこにお金を出せるのであればいいが、そうではない。亀岡駅北にホテルができると、観光でもそちらに泊まる人が多くなる可能性もある。競争が出てきた時に怖いと思う。移住・定住に向けて、施設を使ってもらい、稼働率を上げることはいいが、指定管理になると考え方が別である。この歯止めとなるよう、協議をするという一文でも入れておくべきだと思う。契約書はできているのか。

<市長公室長>

まだ案である。

<木曾委員>

精査してシビアにやっていくべきだ。

<福井委員長>

室長から補てんしますと言われて初めて知った。今まで、指定管理の議案の細かいところまでは見ていないが、今回はちいおりとの契約書に書いておくべきだと思う。

<市長公室長>

上限などについて、もう一度ちいおりと協議し、契約書にいれていきたい。

<福井委員長>

ちいおりにも、移住も募集してもらおうと条項に入っているので、契約書に書いておかないと矛盾してくると思う。

<三上委員>

上限を決めることがいいのか。本当は、30人が40人、50人と増えることが市としては嬉しい。移住・定住を頑張ってやっている人にとっては、矛盾を感じるようになる。ただ、お金が動くことなので、移住・定住で泊まった分は補てんするという約束を最初に交わしておかないと、後からそうするという話にはならない。そのことも含めた予算立てが必要である。

<市長公室長>

移住利用を増やせば増やすほど、ちいおりの収支が悪くなるという矛盾を含んでいる。だが、我々は独立採算を目指している。移住は市の施策であるので、ちいおりにマイナス分全部を被らすのは厳しい部分があるので、契約書の条項に入れて、精算していきたいと思っている。

(質疑終了)

11:20

(市長公室 退室)

(生涯学習部 入室)

11:23～

#### 【生涯学習部】

(1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

(2) 第3号議案 亀岡市社会体育施設に係る指定管理者の指定について

生涯学習部長                      あいさつ  
文化・スポーツ課長                説明

#### 《質疑》

<石野委員>

施設6カ所はどこか。

<文化・スポーツ課長>

社会体育施設6カ所は、春日坂球技場、月読橋球技場、月読橋第2球技場、月読橋第3球技場、医王谷野球場、国際広場球技場である。

(質疑終了)

(生涯学習部 退室)

(教育部 入室)

11:28～

#### 【教育部】

(1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

## (2) 第2号議案 亀岡市七谷川野外活動センターに係る指定管理者の指定について

教育部長           あいさつ  
社会教育課長       説明

### 《質疑》

＜木曾委員＞

市内の人と市外の人の利用料は異なる。市内の人が多く利用すると、指定管理者の収入が減る。それに対して補てんしているか。

＜社会教育課長＞

市内利用者は、市外の人半額になっている。それに対しての補てんという考え方はない。利用料金制としている。

＜石野委員＞

リニューアルしてから利用者が増え、収入も上がっていると思うが、1,400万円は指定管理料として指定管理者に渡して、儲けるのは自由か。

＜社会教育課長＞

そのとおりである。指定管理者の努力によるが、新型コロナウイルスの関係で利用者が極端に減っても、指定管理者の責任において運営していただくことになる。利用者の増加により、利用料金も年々増加しており、キャンプが非常に人気で、市内、市外とも多い状況となっている。

＜石野委員＞

リニューアルにかかった費用は、指定管理料には関係ないのか。

＜社会教育課長＞

公の施設であり、大規模な改修については市の責任ということになる。基本協定で、50万円までの修繕は指定管理者が行うが、それ以上は市の責任において行うとなっているので、それに基づいて対応している。

＜福井委員長＞

1,400万円、1年では350万円という金額は、今までと変わらないのか。

＜社会教育課長＞

今回初めて公募をしたが、今年度までの指定管理料は390万円くらいであった。今回、利用料金も増えている中で、350万円としていただいた。年間40万円、4年間で160万円の削減となる。

＜福井委員長＞

宿泊施設が増えて、指定管理者の手間が増えていると思う。指定管理者は、利用料金が増えて補てんできるから受けるということになったと理解したらいいか。

＜社会教育課長＞

そのとおりである。

＜三上委員＞

ツリーハウスの利用実績を教えてください。

＜社会教育課長＞

ツリーハウスの利用者は、1月末現在で、市内が54人、市外が254人である。どちらも昨年度より増えている。

(質疑終了)

(教育部 退室)



## 《委員間討議》

<木曾委員>

「離れ」にのうみについて、色々な意見があったが、意思統一をしておいた方がいいのではないか。

<松山委員>

契約書の条文の中身を見るべきだ。補てんするのであれば、最初から予算に組んでおくべきだと思う。

<三上委員>

私の会派は、この施設を建てる時に反対していた。決算の時に、議会は廃止という事務事業評価を下した。どうしたらいいか迷っている。ウェブサイトでもPRすべきだが、そうすると木曾議員が言われたようなことになるので、移住体験であれば格安で泊まれるということは、ホームページには一切書かれていない。矛盾であり、限界があると思う。広報して移住・定住を増やすべきとも言えない。移住で宿泊するには、3つの要件がある。1つは、移住・定住の意思があること。これは移住しますと言うだけのことである。2つ目は、空き家バンクに登録すること。これは登録しておけばいいことである。3つ目は、1日市内を案内すること。これは中身がわからないが、それさえクリアすれば泊まれる。移住する気がないのに、ずる賢く利用されても困る。根本的な問題として、相容れない部分がある。お金の流れとして、補てんすると言い切るなら委託料に入れるべきだ。移住・定住が増えるのであれば、委託料が最後はゼロになるのではなくて、補てんも含めて入れるべきだ。当初予算書は、できあがっているであろう。今から変えられないので、どうするのか。

<木曾委員>

先ほど、七谷川野外活動センターの利用料金について質問したが、利用料金に差があっても差額の補てんはしない、そこは指定管理者の努力でペイしてもらおうということであった。移住・定住に関しては違うという認識を、市長公室は持っている。そうであれば、30人分の予算を別立てで組むか、指定管理委託料に30人分の補てん分も入れるか、どちらかにしないと、後で補正予算で上げるということになると、底がないということになってしまうのではないか。

<木村副委員長>

今年は30人、来年は40人と、予算の中に入れておくべきだ。台風被害の補助金も、予算の範囲内と決まっていたので、補てんするなら決めておくべきだと思う。

<木曾委員>

事務事業評価で指摘して、ゼロから急に11件に増えたので余計に心配である。今後、増やせと言ってしまうと、限りなく大変なことになるのではないか。ふるさと納税で穴埋めしたらいいということではないと思う。

<山本委員>

移住・定住宿泊者に対して補てんをするという考え方はどうかと思う。青天井になる心配がある。指定管理料の中に、全て入れていくべきだと思う。

<三上委員>

青天井になる可能性もあるが、逆にそれほど増えないとも思う。若い世代は、空き家バンクに登録し、1日市内を案内されてまで泊まるかということ、そうでもないだろう。やはり、あの施設で移住・定住促進は無理だということが、当初から私たちが言っていたことである。もし、何か意見を付けるとしたら、補てんをするなどとも言えないし、30人掛ける補てん分を当初予算に入れるべきだ。指定管理料は、通常料金での運営

委託料である。あのように入らんとしつて終わりという無責任な話では困るので、きつちりと指摘をしておかなければならないと思う。

<木曾委員>

指定管理にしても移住・定住を外せない理由は、国から補助金をもらっているのに、無理にこうなっているのだと思う。そうであれば、指定管理委託料の中に補てん分を入れて契約すればよかった。その範囲の中でやってもらえるなら、こちらも安心である。しかし、指定管理料が出てきているので、別に予算として入れるべきだ。わかっていることなので、補正予算にはならないと思う。

<三上委員>

指定管理料に補てん分も入れて、最終年度の委託料もゼロでなく補てん分を入れるようにと差し戻すか、今回は通すが当初予算で補てん分の予算を出させるか、どちらかではないか。

<石野委員>

先ほど市長公室は、契約書の中に補てんについての条文を入れると言っていたが、そうは言っても入っていなかったということになると困る。業者とも協議の上で、今は書いてなくても補てんすることになっているのではないか。

<福井委員長>

契約書に入れられるのか、当初予算立てができるのか、または、今回は取り下げて、3月議会に出すことはできないのか。休憩して確認する。

<木曾委員>

今、2月の段階で、当初予算が見えていないのに補正予算で対応すると言うのは、予算をないがしろにしている。とりあえず確認してほしい。

<福井委員長>

休憩をとって確認し、それを皆さんに報告してから、討論、採決を行う。

(休憩)

12:00~13:00

(再開)

<福井委員長>

所管から協定書の資料が出てきた。基本協定書(案)は4年間の協定案で、これができたら年度協定をするということである。先ほどからの意見を踏まえて、年度協定書第3条に第2項を挿入した。ふるさと納税が第3項の規定であるが、これについても利用券の利用があった場合に年度末に支払うので、それと同様に年度末に支払うということである。

<三上委員>

第2項と第3項は、どれだけ出るか分からないので補正で対応するということであるが、出所は第3項はふるさと納税で、第2項は一般財源ということか。先ほど室長は、ふるさと納税から支払うようなことを言っていたが、市長公室の予算の中から出すのか。

<福井委員長>

そこまで確認していない。

<木曾委員>

おそらく財源として、ふるさと納税を使って補正を組むのではないか。

<三上委員>

補正予算の時に言えばいいことであるが、はっきりさせるべきだと思う。

<木曾委員>

「離れ」にのうみの指定管理料の中には、補てん分は入っていないということを認識した中で採決しなければならない。補てん分は、補正予算で認めることになる。立て替えてもらうということになるのか。

<松山委員>

移住で泊まる人には安い金額で泊まってもらい、最後に差額を市から指定管理者に払うということか。

<福井委員長>

そうである。それがいいのかどうかということだ。

<山本委員>

この議案を認めるということは、補てんすることを了承したことになる。ここがポイントだが、判断が難しい。

<木曾委員>

指定管理料の中に含まれるのが本来の形だというのが、皆さんの意見であった。それができないなら、当初予算で上げなければいけないのではないかということであったが、これは、補正で対応するという、違う内容だ。補正を認めるということである。

<松山委員>

管理経費の支払いと書かれているが、補てん分は管理経費ではないと思う。別のものである。書き方もおかしい。違和感しか感じない。

<三上委員>

補てん分を払うのであれば、年度協定書に第2項が入ることは必須であり、このこと自体は問題はない。管理経費は、運営していくためのお金であり、どんな人が泊まろうが、補てん分は管理委託費に入れるべき性質である。問題は、補正でやるべきなのかということである。本来は、当初予算で上げるべきである。

<木曾委員>

指摘したから第2項を入れたが、指摘がなければどうなっていたのかと思う。宿泊利用にも、観光で利用されるパターン、ふるさと納税の返礼品で利用されるパターン、移住・定住で利用されるパターンの3つがある。それを一括して1つの協定書でくくること自体が、矛盾が生まれているのではないかと思う。移住・定住に関しては、別立てで、市と指定管理者とで契約書を作るべきではないか。そうすれば、予算のこともわかる。分けることはできないのか。

<福井委員長>

議案自体の感想を、皆さんはどう思うか。

<浅田委員>

移住利用人数の上限が入っていないことが気になる。

<木村副委員長>

3月補正でどれだけ予算が膨らむのかわからないことが気になる。

<福井委員長>

3月議会で議案を出し直しても、協定はできる。皆さんの意見を聞いていると、賛成も反対もできないので、差し戻すか継続審議としたいが、継続審議とすることはできるのか。

<事務局長>

執行部に確認しなければわからない。差し戻しになるのか、取り下げになるのかも含めて調整する。

<福井委員長>

調整している時間がないので、継続審議としたいと思うがどうか。

<三上委員>

債務負担行為と、管理委託料であるということは、性格が違うと思う。利用見込みは関係なく、どの立場で来ようと今年度はこれだけ、来年度はこれだけの管理委託料ですよという議案である。それから外れる無料宿泊券の場合は、当然市が出さなければ仕方がない。移住希望で来られた方は、1日案内して空き家バンクにも登録してもらえ、良いお客さんである。そこにお金をつぎ込むことは、それなりに意味のある補てんである。そのことを委託料に入れられるのかどうかを、差し戻す根拠として考えておかなければならない。何を差し戻して、何をさせるのかを考えておかなければならないと思う。もう1つの手としては、当初予算を修正させるという手もあるのではないかと思う。

<福井委員長>

先ほどの質疑の中で、色々なことがわからないということで、休憩をとって資料を出してもらったが、この資料を見て、論点が明確におかしいということになった。この審議をするには、日程を戻してもう一度委員会審議の場を持たなければならないが、今日は持てない。2月議会の日程は今日1日と決まっている。日程的に入れることができないから、継続にしてはどうかと言っている。

<三上委員>

了解した。補正はおかしいので当初予算で上げるべきという意見はどうか。

<福井委員長>

当初予算については、委員会主導で修正案を出せる。それは3月議会で、委員会で考えなければならない。

<木曾委員>

指定の期間は、4月1日からになっている。本来、協定書の中身までは審査をしない。この部分については、我々と協議を進めるということにすべきではないか。第9号議案としては、施設の名称と指定管理者の名称と指定の期間しかない。理事者側と4月1日までに協議をするという確約ができたなら、この第9号議案の内容については通しても問題ないのではないか。上限を決めるなどは、協定書の内容である。

<三上委員>

今回、2つの議案が出ている。第9号議案は指定管理者の指定であるので、それはいいと思う。第1号議案の補正予算の方に、お金の動きがつきまとっているからどうなのかという話になっている。継続するのは、1号議案か9号議案かどちらなのかを整理する必要がある。

<福井委員長>

条例案件は通せると思うが、整理せよと言われても整理する時間がない。

<事務局長>

今回の議案は、指定管理者の指定と、債務負担行為の予算に関わっているのでややこしくなっている。指定管理者の指定の資料として出ている協定書については、これからでも修正可能であると担当課に確認している。それを踏まえてご協議いただきたい。

<木曾委員>

金額は第1号議案に入っているもので、これは変更できないということだ。この金額には、補てんの分もふるさと納税の分も入っていない。補てんのことについて、再協議ができるのかどうか。そうしないと前に進まない。

<福井委員長>

議案は2つある。条例案件はこの案文だけである。ただ、その中に、先ほどから質疑

が出ていたように矛盾した部分もある。その部分の指摘を受けたので、逆に第2項を付け加え、足りない分は補てんするというような話を執行部も考えるわけである。他にも補てんしている例もあるので、補てんができないことはない。事務事業評価で観光への所管替えを決定したが、補助金の関係があり、やはり市長公室でしなければならない。それで、移住も頑張って11件の実績を上げた。だが、指定管理者に観光で渡すことによって、移住・定住がおろそかになるのではないかということがベースにある。だから、案文以外は関係ないと言いつつも、ある程度確認しないと、相手先をここでいいと議会が認めることはできないのではないか。そうなれば、どちらも継続しかないのではないか。

<木曾委員>

第1号議案は、「離れ」にのみみだけ切り離して継続とすることはできないのではないか。補正額も変わってくる。

<福井委員長>

再度執行部に説明を求める。

(休憩)

13:30~13:35

(市長公室 入室)

<福井委員長>

市長公室から出していただいた協定書(案)について、意見をお願いする。

<三上委員>

第3条に新しく第2項が加わったが、第2項と第3項のお金の出所は違うということではないか。

<福井委員長>

第3項はふるさと納税だが、第2項もふるさと納税から出るのかという質問である。

<市長公室長>

第2項の移住・定住の補てん分は、一般財源から支出することになる。

<木曾委員>

ふるさと納税と移住・定住の分は別の予算になるという話を、契約先に対して事前に行っているのか。移住・定住は事業としてやるので、ふるさと納税とは質が違う。移住・定住の分を指定管理料の中に入れるべきであったと思うが、契約先との話し合いの結果としてこうなったのか。

<市長公室長>

話を全くしてないということではないが、約束はしていない。市の事業として、市が考えていることであるので、正式には伝えていない。

<福井委員長>

第1号議案について、採決は他の施設にも影響がある。本来、指定管理の案件で、協定書が議会に出なければ採決できないというものではない。採決をとって、協定書については総務文教常任委員会ともう少し詰めることはできるか。

<市長公室長>

議案は別として、契約内容などについての話は、継続してさせていただく。

<木曾委員>

契約の中に、市が計画している30人という数字を上限として入れられるかどうかである。そこまでを上限として契約することに対して、契約先に説明することができる

か。そうするしか、今のところは方法がない。本来は、予算化して指定管理料の中に入れておくべきだった。

<福井委員長>

これらの議案を3月議会に継続した場合、相手先との契約の状況は大丈夫か。

<市長公室長>

3月中に議決いただけるのであれば大丈夫である。

<三上委員>

年間30人という数字を見込んで、補てんすることがわかっていながら、市民にはわからずにそれが補正で出てくるというのはどうかと思う。指定管理料に入れられないのであれば、当初予算で明らかにすべきだと思う。

<福井委員長>

それは、今言ってもどうしようもない。3月議会の当初予算審議で修正案を出すしかないのではないか。

<三上委員>

修正案を出さなくても、今、はっきりしているので、予算書は出来上がっているかもしれないが、それを修正して出してもらえばいいのではないか。議会が修正するよりも、わかっているのであれば修正して出すべきではないか。

<木曾委員>

この件に関しては、慎重にやるべきだった。ふるさと納税は、入ってくるお金は決まっている。その中から支払うので問題はない。だが、移住・定住の分は、一般財源から支払うので、ふるさと納税の話とは全く違う。そこをごっちゃにするとややこしくなる。本来なら、30人の補てん分を指定管理料に入れて債務負担行為を組んでおけば、全く問題はなかった。それが見えないからおかしいという話になっている。移住・定住という事業で、当初から予定しているものを補正で出すというのはおかしい。今年協定書の中でいかなければならないが、来年からは当初予算で30人の補てん分を出すと約束してもらわないと、前に進まない。

<福井委員長>

議決が3月になっても間に合うということは聞いたので、市長公室には退席いただき、どうするか決める。

(市長公室退席)

13:50～

<福井委員長>

質疑をしていただいたが、採決してもいいか。

<木曾委員>

採決すべきだと思う。議案を触っても色々な問題が起こる。採決後に、運営の協定書も含めて、もう一度、洗い直しをしながら、我々も意見を言い、第2項に、ただし上限30人とするというを入れて、スムーズに「離れ」にのうみを運営できるような形にすればいいのではないかと思う。

<福井委員長>

出してもらった2つの協定書については、もう少し協議をするということは確認した。採決をしてもいいか。

<三上委員>

討論・採決の前に休憩がほしい。これまでの経緯があるので、会派で相談したい。

<福井委員長>

いったん休憩し、午後2時から討論・採決を行う。

(休憩)

13:53～14:03

## 4 討論～採決

### 《討論》

＜三上委員＞

第1号議案並びに第9号議案について、反対の立場で討論する。「離れ」にのうみの建設予算が出てきた時に、予算に反対する理由の1つとして、移住・定住に馴染むかが非常に不透明であり、市民にとって良いものになるとは思わないということで、反対討論を行った。そういった経過の中で、昨年の決算特別委員会事務事業評価で廃止という結論を出した。移住・定住には馴染まないもので、観光に所管替えをすべきという結論であった。それを受け入れずに、今回、11人の実績ができたからこれまで通りやるということである。第1号議案については、補てん分が不明瞭なまま出されているということ、第9号議案については、議会が出した移住・定住促進にこだわらずにやるべきという評価に対して、そぐわない形での指定管理契約になっているので、議会の結論を尊重し、理事者にはもう一度考え直してほしいという意味で反対する。

＜木曾委員＞

第1号議案、第9号議案に賛成の立場で討論する。提案された内容について、いささか問題点もあるが、第1号議案については、反対することで、他も決められなくなるので問題が出てくる。第9号議案についても、協定書の中で整理ができるものと思っている。しほりをかけた上でやっていけばいいと思うので、賛成とする。

＜石野委員＞

第1号議案は、9つの案件が1つになっている。第9号議案は、契約内容を継続して協議できるということで、とりあえずはこの2件に賛成する。

＜山本委員＞

賛成の立場で討論する。本来であれば、管理委託費で上がっていればすっきりとしたが、すべてつながっているということで、この部分はいたしかたないと思っている。第9号議案は、協定書でしっかりとしほりをかけて、今後、あるべき姿で進めていただけるように、委員会として意見をつければいいと思う。

### 《採決》

＜福井委員長＞

賛成者は挙手願う。

第1号議案（補正予算） **挙手多数 可決（反対：三上委員）**

第2号議案（七谷川野外活動センターに係る指定管理者の指定）

**挙手全員 可決**

第3号議案（社会体育施設に係る指定管理者の指定）

**挙手全員 可決**

第9号議案（移住・定住促進施設「離れ」にのうみに係る指定管理者の指定）

**挙手多数 可決（反対：三上委員）**

## 5 陳情・要望について

### (1) 部落差別の解消の推進に関する法律に伴う国が行う実態調査に関する陳情書

<福井委員長>

委員会を再開する。次第の5、陳情・要望について、部落差別の解消の推進に関する法律に伴う国が行う実態調査に関する陳情書が提出されている。1月21日に郵送受理している。先例申し合わせによると、郵送提出の陳情書については、委員会審査においておおむね聞き置く程度とするのが例であるが、そのように扱ってよいか。

— 全員了 —

<福井委員長>

それでは聞き置く程度ということで、内容を確認願う。

## 6 委員長報告確認

[福井委員長 委員長報告朗読] (了) <福井委員長>

<三上委員>

協定書は業者と結ぶものなのでいいが、補正予算案との関わりで、指定管理委託料にその分を含めるかどうかといったことについては、考慮しなくてもいいのか。

<木曾委員>

30人という事業計画を持っているので、協定書の中に、その範囲内で予算執行するというのを盛り込んでおけば、やむを得ないのではないかと考えている。

<三上委員>

年度末の補正でもいいということか。

<木曾委員>

今年はそうするしかないのではないか。ただし、来年度からは当初予算に盛り込むということも、協議の中では進めておかないと、また同じことを繰り返すことになる。来年度からは、事業計画の予算として上げるということを明確に付け加える。今年度は、3月議会議案書はでき上がっているのも無理だと思う。

<三上委員>

予定される事業なので、補正第1号で出してきてもいいのではないかとと思う。

<福井委員長>

議会と協議を行うので、その中で話しをすればいいと思う。

次の委員会日程については、本会議等の後、総務文教常任委員会を再開し、正副委員長の互選、審議会委員等の推薦を行う。これにて散会する。

散会 ~ 14 : 40